

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 公 告

関税法第48条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

函 館 税 関 長 笠 川 隆 博

記

1. 合併後当該許可を承継する法人の名称及び住所
J A全農くみあい飼料株式会社
東京都千代田区大手町1丁目3番1号
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地(管轄官署:八戸税関支署)
J A全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場糖蜜事業所 保税蔵置場
青森県八戸市大字河原木字海岸24番地21
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
J A全農北日本くみあい飼料株式会社
宮城県仙台市宮城野区宮城野1丁目12番地1
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
J A全農くみあい飼料株式会社 八戸工場糖蜜事業所 保税蔵置場
青森県八戸市大字河原木字海岸24番地21
5. 承継された許可期間
自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 9月30日